



2024年5月8日

各 位

会社名 スルガ銀行 株式会社
代表者名 取締役社長 加藤 広亮
(コード番号 8358 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員
総合企画本部長 佐藤 富士夫
(TEL 03-3279-5536)

創業家ファミリー企業問題に係る 控訴の決定に関するお知らせ

当社は、2024年4月25日付け「当社が提起していた創業家ファミリー企業問題に関する損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせしました判決について、当該判決の全部を不服として、東京高等裁判所に控訴することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 経緯

当社は、創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題について、旧取締役4名（その相続人に対するものもあります。）に対し、損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、これに対しては、2024年4月25日に静岡地方裁判所より、当社の請求をいずれも棄却する旨の判決が言い渡されておりました。

当社は、当該判決内容について、訴訟代理人とも慎重に検討した結果、事実認定及び法解釈のいずれの判断についても承服しかねるとの結論に至ったため、東京高等裁判所に控訴することを決定いたしました。

2 控訴の内容

当社は、(1)第一審判決の取消し及び(2)第一審に引き続いて被控訴人らの控訴人に対する合計 2,644,016,392 円の賠償金の支払（連帯債務かつ仮執行宣言付き）並びに(3)訴訟費用を第一審・第二審ともに被控訴人らの負担とする旨の判決を求めております。

3 今後の対応等（見通し）

当社は、控訴審において、当社の主張について公正かつ妥当な判断が示されるよう、引き続き適切に対応して参ります。

なお、控訴の提起が今期業績に与える影響は軽微です。

4 その他

別訴のシェアハウスに係る融資問題に関する旧取締役に対する損害賠償請求訴訟につきましては、現在も第一審審理が継続しております。この件においても、今後、開示すべき事項が発生したときは、速やかにお知らせいたします。

以 上